

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第101期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	東部ネットワーク株式会社
【英訳名】	TOHBU NETWORK CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芦原 一義
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区栄町2番地の9
【電話番号】	045(461)1651(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 三澤 秀幸
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区栄町2番地の9
【電話番号】	045(461)1651(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 三澤 秀幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第100期 第3四半期 累計期間	第101期 第3四半期 累計期間	第100期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(千円)	8,754,925	9,442,727	11,485,539
経常利益(千円)	716,472	684,689	845,220
四半期(当期)純利益(千円)	440,725	429,425	521,496
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	553,031	553,031	553,031
発行済株式総数(千株)	5,749	5,749	5,749
純資産額(千円)	14,308,177	14,896,409	14,496,870
総資産額(千円)	18,247,258	18,933,655	18,676,143
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	80.34	78.28	95.06
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	7.50	7.50	20.00
自己資本比率(%)	78.4	78.7	77.6

回次	第100期 第3四半期 会計期間	第101期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	21.40	21.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第100期の1株当たり配当額には、第100期記念配当5円を含んでおります。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、円安により輸出が持ち直し、企業業績も回復して参りましたことに加え、株価上昇による消費マインドの改善や緊急経済対策等の効果もあり、景気は緩やかな回復傾向にあります。

当貨物自動車運送業界におきましては、消費税引き上げ前の駆け込み需要とともに、個人消費の活性化により総物量が増加しておりますが、一方で運賃料金の見直し要請や原油高による燃料費の高止まり、輸送乗務員の絶対数の不足が顕在化しており、昨年までの新業界とは異なった厳しい状況となっております。

当社はこのような状況下、主力荷主となりました清涼飲料輸送の新会社と当社が推進しております輸送力の大型化（トレーラー化）による物流システムが、同社の方針と一致したことから輸送が増加したことや、新輸送システムに加えて同業他社との提携拡大による相乗効果も発揮いたしました。

さらに、セメント輸送は東日本大震災による復旧・復興事業の本格化や首都圏での大型再開発、商業施設等の建設、圏央道・外環道といった道路整備需要も旺盛で底堅い伸びを示しておりますので、引続き輸送力の増強を図るとともに、この分野でも新輸送システムによる業務提携効果を発揮するための施策を実施いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高9,442,727千円（前年同期比7.9%増）、営業利益は647,300千円（前年同期比5.0%減）となり、経常利益は684,689千円（前年同期比4.4%減）、四半期純利益は429,425千円（前年同期比2.6%減）となりました。

また、当社は昨年12月30日を以って会社創立70周年を迎えることができました。長年にわたる各位のご支援に対しまして、謹んで御礼申し上げます。

セグメントの業績につきましては、次のとおりです。

貨物自動車運送事業

(第1営業部門)

清涼飲料輸送は、前述の通り新会社の要請と当社の輸送方針が一致し高稼働となりましたことに加え、同業他社との提携効果により復荷の増加による実車率の向上を含め輸送量が増加いたしましたので、大幅な増収となりました。

びん・容器輸送は、健康志向の波に乗って栄養ドリンク剤容器や薬事法改正に伴う製品の増産等もありましたが、酒類容器等が減少傾向にあることから輸送量はほぼ前年並となりました。

この結果、第1営業部門の売上高は前年同期比11.1%増となりました。

(第2営業部門)

石油輸送は、原油高による製品価格が上昇したうえに、エコカーの普及や消費者の節約意識の高まりで需要が減少しておりますので、適正車両の見直しを行い減車しましたので減収となりました。

化成品輸送は、消費増税前の住宅関連樹脂や中国経済の持ち直し等で輸出が増加いたしました。輸送体制が整わず微減となりました。

セメント輸送は、前述記載の通り東北地域の復旧・復興の新規事業本格化による増収に加えて、関東圏におきましても大型の民需に加え官需も旺盛で、継続してトレーラー車による輸送力の増強に努め、大幅な増収となりました。

その他輸送は、小型車の専属契約業務を行っておりますが、荷主の減車要請で減収となりました。

この結果、第2営業部門の売上高は前年同期比12.5%増となりました。

以上から、当貨物自動車運送事業の売上高は、関連業務の荷役・保管作業収入を含め、6,607,762千円（前年同期比11.4%増）となり、セグメント利益は475,702千円（前年同期比2.4%増）となりました。

商品販売事業

当事業の主力販売品である石油製品は、大口納入先の販売が減少し、減収となりました。

セメント販売につきましては、商業施設に加えて物流施設等の納入先が増加し、大幅な増収となりました。

車両販売・リース業等につきましては、大型車の販売とリース業の成約に加えて、ソフトウェアの販売も順調に売上を伸ばしましたので、大幅な増収となりました。

この結果、当事業の売上高は1,923,791千円（前年同期比3.6%増）となり、セグメント利益は14,976千円（前年同期比17.1%増）となりました。

不動産賃貸事業

自社提供施設につきましては、商業ビルの空室部分が成約し、増収になりましたことに加え、貸出施設の中で増築した施設があり、その増築面積分が増収となりました。

借上施設につきましては、一部の施設で貸出面積の縮小と、期中返還施設が出ましたので減収となりました。

この結果、当事業の売上高は854,967千円（前年同期比6.1%減）となり、セグメント利益は361,178千円（前年同期比7.5%減）となりました。

その他事業

自動車整備事業は、営業活動が奏功し、複数の車両販社の車検・修理と大手取引先の車検・整備も合わせて受注できましたので、増収となりました。

損害保険代理業等につきましては、法人で新規に大口のフリート契約が成約しましたことに加え、個人でも自動車保険契約も増加いたしましたので増収となりました。

この結果、当事業の売上高は56,206千円（前年同期比5.0%増）となり、セグメント利益は21,461千円（前年同期比11.2%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合物流業である当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」といいます。）の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの強みである、（a）安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、（b）取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、（c）労使一体となった事業の推進等独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営的な取組みが実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、『経営資源を最大限に活用し、顧客第一主義に徹するとともに、見た目で解る安全・輸送品質の向上と環境に配慮し、社会との共生を図る』という経営理念のもと、次の3点につき中長期的な観点から取り組んでおります。

- (a) アウトソーシングのニーズを取り込むため、物流の『最適化提案営業』をスローガンとして、製造から保管業務、輸送までの工程を一元化した『システム物流』を3PL（物流の一括受託）事業として拡大を目指してまいります。
- (b) 長期的成長と存在感のある企業を目指し、ローコスト・オペレーションを実践するために、大型化（トレーラー化）の推進で複合輸送を強化し、T L S（東部ネットワークロジスティクスシステム）を有効利用することで生産性の向上と合理化を図ると共に、環境確保型経営を実行してまいります。

(c) 新輸送システムによって、季節変動する物量が売上高と利益を生む環境を生かし、荷主に安定的な商品輸送を提供すると共に、新しい業務提携を創りあげながら新業務への開拓を推進してまいります。また、輸送品質向上を図るため、見目で解る物流の商品化を実行してまいります。

これら中長期的な取り組みにより、一層の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、取締役任期を1年とするなどの、コーポレートガバナンスの強化実現に向けた取り組みを行っております。上記各取組みはいずれも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

当社は、平成25年6月26日開催の第100回定時株主総会において、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続につき株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、(a) 大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(b) 当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(c) 取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て又はその他の法令及び定款の下でとりうる合理的な施策（以下「新株予約権無償割当て等」といいます。）の実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要がある情報リストに基づき株主の皆様への判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当てを実施すべきか否か、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、(b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、及び(c) 大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当て等の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。

また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての実施を決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての実施の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成25年6月26日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続についても同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tohbu.co.jp/>）に掲載する平成25年5月10日付プレスリリースをご覧ください。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当て等の実施・不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって新株予約権無償割当て等の実施の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,996,000
計	22,996,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,749,000	5,749,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	5,749,000	5,749,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	5,749,000	-	553,031	-	527,524

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 263,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,484,800	54,848	-
単元未満株式	普通株式 900	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	5,749,000	-	-
総株主の議決権	-	54,848	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
東部ネットワーク株式会社	横浜市神奈川区栄町2番地の9	263,300	-	263,300	4.58
計	-	263,300	-	263,300	4.58

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.8%
売上高基準	- %
利益基準	3.3%
利益剰余金基準	1.0%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,019,598	3,163,344
受取手形	51,149	19,324
営業未収入金	1,175,502	1,274,361
リース投資資産	-	16,868
原材料及び貯蔵品	28,177	30,518
その他	158,394	134,251
貸倒引当金	4,077	4,351
流動資産合計	4,428,745	4,634,317
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	3,450,010	3,329,314
車両運搬具(純額)	376,902	406,789
土地	7,520,861	7,520,861
その他(純額)	355,680	336,469
有形固定資産合計	11,703,454	11,593,434
無形固定資産	131,699	94,113
投資その他の資産		
投資有価証券	886,780	1,056,172
差入保証金	1,429,040	1,442,512
その他	99,321	116,004
貸倒引当金	2,899	2,898
投資その他の資産合計	2,412,243	2,611,790
固定資産合計	14,247,397	14,299,338
資産合計	18,676,143	18,933,655
負債の部		
流動負債		
支払手形	131,642	112,099
営業未払金	686,942	793,293
未払金	136,045	57,422
未払費用	175,663	194,393
未払法人税等	223,457	97,429
引当金	95,813	47,160
その他	172,516	157,967
流動負債合計	1,622,081	1,459,765
固定負債		
繰延税金負債	1,143,931	1,179,981
再評価に係る繰延税金負債	123,215	123,215
引当金	110,840	115,509

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
長期前受金	59,264	55,102
長期預り保証金	1,105,872	1,088,369
資産除去債務	14,069	15,303
固定負債合計	2,557,192	2,577,480
負債合計	4,179,273	4,037,245
純資産の部		
株主資本		
資本金	553,031	553,031
資本剰余金	527,722	527,722
利益剰余金	13,840,505	14,160,217
自己株式	195,002	195,054
株主資本合計	14,726,256	15,045,916
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	220,415	300,295
土地再評価差額金	449,801	449,801
評価・換算差額等合計	229,386	149,506
純資産合計	14,496,870	14,896,409
負債純資産合計	18,676,143	18,933,655

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	8,754,925	9,442,727
売上原価	7,809,509	8,509,236
売上総利益	945,415	933,490
割賦販売未実現利益戻入額	399	333
割賦販売未実現利益繰入額	263	430
繰延リース利益繰入額	-	2,945
差引売上総利益	945,551	930,447
販売費及び一般管理費	263,844	283,146
営業利益	681,706	647,300
営業外収益		
受取利息	559	575
受取配当金	19,812	21,673
補助金収入	6,300	-
その他	13,054	19,695
営業外収益合計	39,726	41,944
営業外費用		
支払利息	4,949	4,552
その他	10	3
営業外費用合計	4,960	4,555
経常利益	716,472	684,689
特別利益		
固定資産売却益	14,640	20,795
特別利益合計	14,640	20,795
特別損失		
固定資産売却損	83	705
固定資産除却損	2	256
ゴルフ会員権評価損	300	-
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	2,896	-
特別損失合計	3,282	961
税引前四半期純利益	727,831	704,523
法人税、住民税及び事業税	275,627	259,555
法人税等調整額	11,478	15,542
法人税等合計	287,106	275,098
四半期純利益	440,725	429,425

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	418,396千円	450,744千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	41,143	7.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	41,143	7.50	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	68,571	12.50	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	41,142	7.50	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額 (注)3
	貨物自動車 運送事業	商品販売事 業	不動産賃貸 事業	その他事業 (注)1	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,933,819	1,857,423	910,171	53,511	8,754,925	-	8,754,925
計	5,933,819	1,857,423	910,171	53,511	8,754,925	-	8,754,925
セグメント利益	464,752	12,792	390,256	19,298	887,099	205,393	681,706

(注)1. 「その他事業」は、自動車整備業及び損害保険代理業等であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書計上額(営業利益)と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額 (注)3
	貨物自動車 運送事業	商品販売事 業	不動産賃貸 事業	その他事業 (注)1	計		
売上高							
外部顧客への売上高	6,607,762	1,923,791	854,967	56,206	9,442,727	-	9,442,727
計	6,607,762	1,923,791	854,967	56,206	9,442,727	-	9,442,727
セグメント利益	475,702	14,976	361,178	21,461	873,318	226,017	647,300

(注)1. 「その他事業」は、自動車整備業及び損害保険代理業等であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書計上額(営業利益)と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	80円34銭	78円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	440,725	429,425
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	440,725	429,425
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,485	5,485

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....41,142千円

(ロ) 1株当たりの金額.....7円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月9日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

東部ネットワーク株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 種村 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東部ネットワーク株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第101期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東部ネットワーク株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。